

令和2年2月定例会 県土整備委員会

令和2年3月9日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（11時06分）

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、追加提出予定議案について理事者から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けらることにいたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その5））

- 議案第95号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

【報告事項】

なし

折野危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出を予定いたしております案件につきまして、お手元にお配りしております県土整備委員会説明資料（その5）により御説明を申し上げます。

資料1ページをお開きください。

危機管理部の一般会計補正予算（案）でございます。

総括表の左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、10億円の増額をお願いするもので、補正後の予算額は、その右隣48億2,072万8,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明についてであります。

危機管理政策課の防災総務費の摘要欄①のア、危機管理調整費として、切迫しております新型コロナウイルス感染症の即応対策を強化するため10億円を計上するとともに、3ページに記載のとおり、繰越明許費を10億円お願いするものでございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑に入るに先立ち委員各位に申し上げます。

本日は、議案第95号に限った質疑とさせていただきたいと思っておりますので、円滑な議事運営について、委員各位の御協力をお願い申し上げます。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、議案第95号については、本日の委員

会において十分審査し、議案提出予定の明日、閉会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

杉本委員

この間、先日の説明の時にちょっと申し上げたのですが、私どもの施設関係、私の所だけかと思っておりますと、ほかにもたくさんあるようにございますので、お許しを頂きたいと思いますが、マスクを持っておる所とない所との差が、病院でも随分差があったように、私も風邪をうちだけが馬鹿たれがとこう言ったのですが、よそもあるようでございますので申し上げさせていただきたいと思っております。

私ども過去の例からいきますと、普通のインフルエンザのときには多いときで四、五名というような病例でございます。ですから、それに合わせてだったのですが、一番多い時が10人くらい出た。時間がない。11月の末くらいから3月の終わりくらいまでにばらばらっときますから、そんなときであって、一遍にというのはなかったのですが、うんとあるときで必要の3倍、3,000枚持っておるのですが今。そうしますと、しかし、今の調子でいきますと、いつ終結するかちょっと見通しが無いということになりますと、段々と使う。

また、今度のことはマスコミ等がいろいろ言ってくれるものですから、これはすごい効果があって、ほかの今までのインフルエンザはゼロで、このことだけ、ただ用心するだけに多い職員だったら日に3枚も使っているやつがおるぞと言うやつもおるし、あれはスギ花粉用に、こっそりと持ち出しているのもおるぞというのも出てくるし、いろいろあったのですが、そんな様子ですが、これはこのままいっていけるのでしょうかね。補充を国に申し出たら、何とかしていただけるのでしょうかね。お答え願いたい。ことによったら大きな声に段々なってきた、段々しつこくなっています、どうぞよろしく。

坂東危機管理部次長

高齢者施設、それから医療機関におけるマスクの現在の充足状況につきましては、慢性的に不足をしていると。これは、マスクの生産が需要に全然追いついていないことと、多くは中国からの輸入で今まで行ってきたというものが、中国からの輸入が実質的に非常に絞られているという状況の中で、私どももマスクに関しましては、発注を掛けているのですけれども、まだ、いつ入るといふ納期の連絡というのが来ないような状況でございます。

その中で、高齢者施設、それから医療機関につきましては、マスクの不足数、これおおむね1か月くらいをめぐりに、どれくらい不足するかということ保健福祉部のほうで調査をかけているのですけれども、その中で、当面は1か月という単位では、なかなか供給できるだけの十分な量を我々も持ち合わせていないということで、緊急的に1週間とか、2週間とか、ちょっと小刻みになるのですが、その中で、高齢者施設にも一定数の供給をします。こちらから提供させていただいて、マスクがないという状態は回避していこうというふうな方針で対応していくこととしております。

今後のマスクにつきましては、国においても国民生活安定緊急措置法等に基づいて、マ

マスクの転売が禁止をされるというふうな方針が打ち出されております。それとあと、海外からの輸入ということも国のほうで方針を打ち出されてます。そういうふうなものを合わせると、月に6億枚とていうことが今言われておりますが、そうしたものも、我々としても、全国知事会等を通じてマスクの安定供給というものにつきましては提言もしておりますし、それらを合わせて、少なくとも高齢者施設等の現場について、業務に支障が出ないような形を作っていきたいと考えております。

杉本委員

ありがとうございます。お任せくださいと大きな声で言っていただけないでしょうか。そうしたら、私もすぐに帰って職員に、皆さんこう言ってくれたわと言いますから、どうでしょうか。

金井危機管理部副部長

マスクにつきましては、市中に出回っていないということは、本県のみならず、全国的な課題であろうと感じております。

先ほども申しあげましたけれど、全国知事会においても2月5日、それから2月21日、それから3月5日、6日と緊急提言を国に行っておりまして、国により責任を持って不足分を調達することというのを強く申しております。

これはもう地方だけではどうしようもないので、先ほど言いました国を挙げて増産をしていただくということを確認しておりますので、マスクの増産が図られて供給されることを私ども願っておりまして、引き続き、国に強く働き掛けてまいりたいと考えております。

杉本委員

この度、知事の所信演説の中に、マスクは心配ないと書いてあったように思うのですが、あれは間違いでないでしょうか。金井副部長、お答えください。

金井危機管理部副部長

心配あるかないかということでございますけれども、徳島県といたしましては、国とともに強く業界にも働き掛け、地方にとっては国にも働き掛けて、早く安定供給が図られるよう取り組んでまいります。市中にどれぐらいで出回るかということについては、ちょっとまだ確信が持てないといったところでございます。よろしく願いいたします。

杉本委員

大変不安な毎日でございます。1週間のマスクの数は、あなたは3枚とか決めて、時間も決めて割当てして渡しているように、私は1週間に2枚と決まっております。認めめの判を押しに二日に、日に日にではないのですけれど、行くのですが、窓の外から押せと言われて、そのような状況でございますので、是非よろしく、お願い申し上げます。ありがとうございます。

山田委員

私のほうからもちょっと確認も含めて聞いておきたいです。

今年度の危機管理調整費が1,000万円を10億円にと、大幅に拡大するという点については、大いに結構だと思うのですが、これが、この積算根拠ですね。それから、人は危機管理会議で決めると聞いているのですが、どういう人を考えられているのかという点と、徳島県独自の人も考えられているのかどうかということについて、まずお伺いします。

坂東危機管理部次長

危機管理調整費についての御質問でございます。

危機管理調整費につきましては、今回、それぞれ第7号補正予算ということでお諮りさせていただいているものにつきまして、今現在、経済的な対策でありますとか、医療提供体制の強化、それから感染防止、子供の居場所確保等々、既に課題として顕在化しているものにつきましては、メニューとしてお出しをしております。

それ以外の部分で、感染拡大により、こちらの資料にもちょっと書かせていただきました感染拡大で新たに生じる事象、こちらが今現在で言いますと、例えばN95のマスクとか防護服、これは徳島県内で感染が拡大をした場合に備えて必要な物資の整備でありますとか、それから、国が明日と言われておりますが、緊急対策への即応、緊急対策という形で、例えば、補助等があった場合、そうしたもののメニューに対する裏負担というふうなものを想定をしております。

こちらについて、10億円という形で書かせていただいておりますが、今の時点で形になっていないものを、令和元年度から、それから令和2年度にかけて、補正を今回お認めいただければ、こちらの中で対応していくと、その都度機動的に対応させていただくということで、枠予算という形で取らせていただいております。ということで、危機管理調整費につきましては、具体的なメニューとして今出ているものについては、既にこちらの補正予算の中でも枠として書かせていただいておりますが、今後の感染拡大でありますとか、それに伴う社会的な影響等、見通しがきかないものについても柔軟に対応させていただくということで御理解を頂ければと思います。

山田委員

そうしたら、10億円の枠ということですが、今のところの見通しでは、今後どういうふうに展開するかという点はあるのですが、この枠及び予備費が1億5,000万円ありますけれども、というふうなことを含めて、ここで6月までは対応が可能だろうと、それが5億円でも3億円でもなくて10億円というふうになっているのは、そういうことで思い切った枠取りをしたというふうに考えていいのかということと、その10億円の財源内訳、国費、県費等々のことについても、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

金井危機管理部副部長

10億円の枠というのは、先ほどおっしゃいました6月まで十分な対応、特に、国の明日

にも決定されると思います第2弾緊急対応策にも十分対応できるように、10億円を積みせていただきました。

それともう一つ、財源につきましては、特定財源といたしまして二十一世紀創造基金を充てさせていただいております。これにつきましても、今後国からの国費とか地方交付税交付金、地方交付税とか、そういう対策が打たれば、十分そういった財源も活用していきたいと考えております。

山田委員

そういうことで十分枠を取って、6月の議会まではこれで十分つなげていけるだろうという見通しだということについても確認します。

これについては、必要なことだと思いますので、それで、その関連でもう1点、ちょっとこの機会に聞いておきたいのですけれども、今後の危機事象について、今も医療系、そして経済系がありますよね。相談体制にしてもそういう格好で乗っているということなのですけれども、それ以外の相談ですね。既に高知県のほうでは、危機管理部を中心にしてそれ以外の、この新型コロナウイルス感染症の相談体制を3月3日に充実するというふうな状況になったようです。というのが、医療系の所にいろいろな相談を含めてきたり、また、学校が24時間、学校がいわゆる一律休業というふうなことに對する県民の不安というのも広がっていて、どこに相談するんだという声が我々のほうにも来たりしているというふうな状況の中で、お隣の高知県のほうでは、どうもそういうことを検討されて、3月3日から危機管理部のほうで相談体制を作って、経営ルート、医療ルート、そして、その他ルートというふうな格好でされたというふうなことも聞いたのですけれども、徳島県でも、私ここに、すぐにこうしろと言うつもりはないのですけれども、そういうことをしないと、特に医療系の所でもいろいろな相談も含めてきていると、大変な中で、人員の中でやり取りしているので、そういうことで言ったら、その他のルートというのでも相談体制としては必要ではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはどういうふうに検討されたかどうか、検討されるかどうかを含めて、ちょっと御答弁をお願いします。

坂東危機管理部次長

総合的な相談窓口の設置についての御質問でございます。

現在、主には保健所、それから商工労働観光部を中心とした相談窓口というものがございますが、私どもの危機管理部においても消費者相談的な、マスクが入らないとか、キャンセルをするのにどうしたらいいのかとか、キャンセル料を取られるのかといった相談というものが寄せられております。

総合的な相談窓口というものを設置するかどうかということにつきましては、情報としては私ども危機管理のほうに、各部局からの情報が日々入ってきておりますので、その中で、現状の対応で難しいようなものが出てくれば、それを先読みして考えていくということになるかと思っております。

高知県の場合、感染者が今12人ということで、少し本県とは県民の方の受取方というのでも若干異なっているのかなと思いますけれども、我々も感染拡大に備えて、そうした対応

というものも今後検討してまいりたいと考えております。

山田委員

是非ともね。確かに違う、高知県が急激に増えましたよね。というふうな状況は、徳島県は今のところ一人という状況ですけれども、みんなの声は、恐らくこんな数字ではとどまらないのではないかという意見もたくさん寄せられていると。そういうことで見たら、感染拡大にあわせてというか、そういう県民の不安を解消するために、総合的な窓口を是非とも検討していただきたいというふうに思います。そのことを要望して私の質問は終わります。

高井委員

私からも何点かお伺いしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症対策、本当に社会的、危機的状況の中で、経済政策等にも大きな影響を及ぼすと、全体的に非常に不安感と心配感というか、余り良くない雰囲気まん延しております。

その中で、緊急対策ということで、もちろん、予算額30億円ということで、国のほうも明日には国民生活安定緊急措置法の改正であったり、いろいろなことを講じてくださるようで、それについてはもちろん早く進めてほしいということでは是としたいと思います。しかし今回、非常にこの突然の休業措置に始まり、今が来ての水際対策ということに対して、非常に私はおかしいというか間違っている、初動の失敗も含めていろいろな問題があるのではないかというふうに感じています。

もちろん国の決めたことですので、これは国の中において、クルーズ船の対応等もこれから検証をしっかりとさせていただくことになろうかと思いますが、そもそも今回新型コロナウイルス感染症が来た背景には、やはり春節の時の中国からの観光客がまず第一ルート、それから武漢市からの帰国者、そしてクルーズ船と、主には国外からの分はそこがスタートでなかったかなと思います。

もうもはや、国内で2次感染、3次感染、4次感染、5次感染と言われている状況にきている中で、ここに来て急な水際対策ということで、これに何の意味があるのかどうか。私は本当に遅すぎるような気がしますし、分かりませんが、しかし、できる限りのことをするというので、県のほうもしっかり頑張ってもらいたいというふうには思っています。幸い今おっしゃったように、徳島県内ではまだ一人しか発症しておられなくて、しかも、お一人の方も無事に退院されて順調に回復しているということで、この辺の対応は連携して良かったのではないかなと思います。

情報公開の件においてもいろいろ報道等もございました。ここでも質疑がございましたし、非常に御本人はストレスであったということや、私も報道で読み、皆さんからも公開は控えてほしいと、住居の問題もあったようです。しかし、それでも県として、県民の心配や不安感、また、いろいろな対応等において在住の町村を公開し、また、もう一つ踏み込んで、乗って帰られた飛行機まで公開したということは、私はこれは公益性の観点からも是としたいと思いますし、もちろん負担を感じられた御本人には気の毒ではありますが、しかし、指定感染症という重たい状況の中で、やはり御本人がたどったルートを

しっかり明らかにするということが最低限、私は必要であったのではないかと思います。

皆様もいろいろやり取りしながらの結果としての対応、また、これからのケアのほうもよろしく願いますと同時に、これからもやっていただきたいと思います。

そして、そういう中で今マスクの件もございました。もう一つ私も心配をしておりますのは、この予算自体はもちろんです、あとは詐欺等の対応についてです。

皆さん危機管理部は消費者庁の関係の所管もしておられるので、本当に嫌な話ですが、こういう危機のときに限って乗じて詐欺をしたり、マスクをどこかの県議会議員が転売してもうけたような話まで出ておまして、もう本当に弱いときにつけ込んで悪さをするという人が出てくると非常に残念です。不安になっている心理につけ込んで、いろいろな詐欺がこれから出てくるのではないかと、そういうことも心配しております。

いろいろな中小企業や農林事業者に向けての支援金が計上されておりますので、こうしたことは非常に審査であったり、いろいろなことがあるので時間も掛かるかとは思いますが、それに乗じたいろいろな詐欺が横行する可能性もあります。

デマもこの前からいろいろ横行しまして、非常に浮き足立って、それを信じておられる方もいるし、ホームページやいろいろなところで情報発信するというのも、この間も答弁がございました。今のところ、その点、デマであったり詐欺であったりの関係のことが県内の情報として入っているのかどうか、まず、その点お聞かせください。

坂東危機管理部次長

県内の消費生活センターにはイベントの中止に伴う返金でありますとか、それから旅行とかホテルのキャンセル、キャンセル料の取扱い、そしてマスクの品切れといった問題についての消費生活の相談というものは寄せられております。

これがちょっと古い数字になりますが、3月5日現在で26件寄せられておまして、それに対してはトラブル解決のための助言、あっせん、それから情報提供というものをさせていただいております。まだ詐欺というふうなところまでのものは入っていないようです。

ただ全国的には、先ほど委員からもお話にありましたように、便乗した悪徳商法というものも実際に発生をしているということでして、県としてもメールマガジンとかラジオ、そしてホームページ等を通じて注意喚起というものを行っているところでございます。

今後についても、まだまだマスクというものについて見通しが立たない状況でございますし、徳島県消費者情報センターをはじめ徳島県消費生活センターにおいて、相談に対応する専門の相談員が県民からの相談に対応するということと、ウイルスに関する消費に係る最新情報というものについても発信を引き続き行いまして、県民の皆様の被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

高井委員

ありがとうございます。徳島県消費生活センターのほうでも新型コロナウイルス感染症の情報について提供しているということで、本来の職務よりもかなり幅が広がってきていると思いますし、負担感もあるかもしれませんが、そうした形で是非、せつかく危機管理部として一緒に持ってらっしゃるので、しっかりと、徳島県内はもとより全国の状況も

しっかり踏まえた上で、詐欺が横行しないように取り組んでほしいというふうにも思います。

もう1点、直接の所管ではないんですが、今回の予算でいわゆるリアルタイムPCRの装置が増設されるということになりまして、今、かかりつけ医から入って保健所を通さなくても検査ができるように、総理大臣の発言から、全ての国民の検査が希望者の方にはできるだけ早く検査できるようにするというふうなことがあります。きょうあすでできるわけではないのに、やっぱり誤解も広がっている部分もあるのではないかと思います。

県内においては、このリアルタイムPCRの増設等がいつぐらいになされるのか。今の補正予算が通ってからどれぐらいのめどというのは分かりますか。今だとかかりつけ医と保健所を通じて、前と同じように相談を受けて、検査をする方は検査をしているということになると思いますが、いつぐらいに機材が入って検査体制が確定できるか、大体のめどみたいなものというのは分かるのでしょうか。

坂東危機管理部次長

検査体制が保険適用になったことに伴う検査の拡大ということについての御質問ですが、今現在、県内では帰国者・接触者外来というものが県内に10か所、これは保健福祉部のほうから連絡がありまして、現在10か所ということになっております。

今回の保険適用に伴う体制整備については、現在、保健福祉部のほうで医療機関に対する意向調査というものを行っております。

意向調査を行っているんですが、単にどこでもできるということではなくて、やはり検体を採るということは、相手の患者がくしゃみや^{まつ}をされたり、鼻の中に入れたりしますので、くしゃみを浴びるということになると飛沫が飛んでくると。ですから、十分な防護体制、防護服も含めてフェイスシールドというお面みたいなものもありますけれども、そういった防護体制がきちんとできていることが必須の条件になってまいります。

もし、それができておりませんと、医療機関そのものが院内感染を起こしたりして、地域医療を担っている医療機関が休診ということになってしまいますので、防護体制というものが非常に重要なところになります。

そうしたことも注意喚起をした上で、現在、意向調査を行っておりまして、今後、医療機関からの手上げも踏まえて体制の整備を進めていくというふうに聞いております。

また時期について、どれぐらいの方が手を挙げていただけるかということも含めて、基本的には随時で受付をしていくということになろうかと思うんですが、まだそれを一旦どこで締め切るというふうなことについては、情報の共有はしておりません。

高井委員

分かりました。随時、予算が通ったら整っていくことになろうかと思いますし、やはり検査体制が整えられれば検査する人数も増えていく可能性も、もちろんあります。

もちろん、それが検査を受ける住民の方の不安感の解消にもつながっていくだろうと思いますし、収束に向けての大きな道のりの途上なので、是非よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

幸い一人から今増えていないんですが、これからどうなっていくのか心配もあります。

先ほど杉本委員の御質問にも答えて、金井副部長からお話がありました。

徳島県や地方自治体は国の下請機関ではありません。しかも、現場で対応するのは基礎自治体であったり、県であったり、直接やるのは基礎自治体と県というふうに、地方公共団体ということになりますので、面と向かってやるのは。なので、国の施策ばかり待っていたり、国がこうやりなさい、ああやりなさいと振り回されていたのでは、むしろ対応が後手になってしまったり、少しそごが生じたりすることがあるのではないかと考えて心配はします。

だから余計に、今、地方交付税の話も出ました。ちょうど補正予算が審議中ですし、地方交付税のように裁量で使える、できるだけ県が判断したら、市町村が判断したら何にどう使えるのか、すぐに決められるような割と使いやすい形でのお金を送ってほしいということをして是非、国のほうに言っていた方がいいのではないかと思います。

特別な地方交付税は、本当は基準を出して需要額に基づいて算定されたものですし、きちんとした計算に基づいて穴埋めするという部分もありますが、しかし、ここは危機でありますので、臨時的な特別措置として地方交付税のようなものを少し積んでもらって、それによって弾力的に、かつ即効的に対応できるようなお金として少し欲しいと。

もちろん、余れば返せばいいということに、行く行くは決着を付ければ返せばいいということで、無駄遣いをしないということはもちろん原則ではありますが、こういう危機なので、何らかのできる対応策を最善の方法を是非、全国知事会長として明日も東京に行かれるようすし、提起をしてきていただきたいなというふうに思います。

というのは、休業措置であったり保護者への支援であったり、放課後児童クラブへの支援であったり、経済対策とかも打つことになってはいますが、しかし、貸付金というのは結局返さないといけませんし、先のめどが立たなければ、幾ら無利子でも借りようというインセンティブがどこまで働くのか、これは企業でもそうですし個人でもそうです。

たちまち、保護者レベルにおいては、子供が休業になって、事実働けなくなっている方もおいでますし、それを補填するといっても、補填の制度の仕組みを作ってお金が来るようになるまでには最低でも1か月は掛かるのではないかと考えて心配します。

逆に、誰でも彼でも配るわけにもいきませんし、国の制度というのは制度をきちんと決めるまで判定、認定するまでにどうしても時間が掛かるので、私は今の危機的状況においては遅すぎるし、待てないという、個人レベルの方も企業の方も多いのではないかなというふうに心配をします。

特に、3月、4月は子供を抱える親にとってお金が掛かる時期です。私も一昨年、二人とも入学という時には自転車も買わないといけない、制服も買わないといけない、教科書も買わないといけない、体操服から何もかも新調したりとか、学年が変わらなければそこまで掛からないとはいえ、しかし、それでもいろいろなものを新調したり、いろいろなお金がととてもとても保護者にとっては掛かる時期でありますので、非常に困っている方が多いのではないかと思います。

同時に、子供も部活動に行けない、学校にも行けない、行き場がないから学校を開放するというのは本末転倒ではないか。学校に行けないから学校を開放して少数の子供たちを受け入れるというのは、どうしたいんだろうというふうな気もしますし、放課後児童クラブにととても多くの子供が行くということになると、また感染リスクが上がってくると思っ

て、もんもんとする部分が非常に多いんですが、それでもやるべきことはやるということで、今、一生懸命やってくださっているのもこれ以上申し上げませんが、そうした下で、是非、今言ったように弾力的に基礎自治体として使えるような支援の形を、お金の配り方とか使い方をできるように、是非、提案もしていただきたいと思いますし、そのためにも、もちろんいろいろな情報収集や、どこに何が必要かということ現場が一番分かっていると思いますので、情報収集並びにそれを伝えていくと、国の方にも言うていくという作業も両面としてやっていただきたいと思います。

御答弁があればお願いします。

金井危機管理部副部長

今回、補正予算を提案させていただきましたのは、正に県として先手先手の対応を打つということで、県内の学校の一斉休業や経済面における影響やニーズなどを、県内の関係団体とか事業者等に聞き取りを行いまして、今回、県としての独自の補正予算を組ませていただきました。

委員がおっしゃるように、国の対応を待つまでもなく、先手先手で行こうと思っております。それから、そういう意気込みを持って、これからも十分に県民の皆様の意見も聞きまして、必要な対策を先手先手で講じていきたいと思っております。

高井委員

特に、徳島県内全体的に人手不足ということもありますし、テレワークで対応できない医療、介護、農業、漁業、土木なんかも当然そうですし、そうしたサービス業の関係に関わっている方々や小さいお子さんを抱える方が多いですので、本当にテレワークでできない業種の方ばかりで、この方々が仕事を休むと、また違う問題が生じてくるということになりますので、是非、経済対策もセットで、徳島県独自の対応も含めしっかり取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

吉田委員

今回の補正予算30億円と危機管理部として10億円の維持費ということで、歓迎したいと思っております。

杉本委員からマスクの心配の御質問がありましたので、関連して今回、帰国者・接触者外来が8か所から10か所に増えたということで良かったと思うんですけども、これ以外の一般診療機関についての国からの指示というものが、今、ほとんどないような状態だと思うんです。

新型コロナウイルス感染症の初期症状とかも、一般の風邪と本当に区別がつかないので、こちらの10か所の外来に行く前に、一般の診療所に行ってしまう患者も、これからのことを考えるといらっしゃる中で、一般の小さな町のかかりつけ医の皆さんは、防護服もないという状況で、どうしたらいいんだということで、多分徳島県医師会のほうから県のほうにもいろいろな要望が出たり、徳島県医師会と連携して、いろいろなことをされていると思うんですけども、一般の医療機関への県からの何か、今後どういうふうに徳

島県医師会と連携して一般医療科への相談体制とか、患者の受入体制等、別の待合室もないし、別の通路もないというような所がほとんどだと思いますので、防護服がないとおっしゃっている所を何件か聞きましたので、この今回の予備費に、想定される内容の例で防護服を書いてありますけれども、これは想定してから準備するのか、それとも準備して管理されているのか、準備されようと今現在進行形でしているものかということと、あと併せて、徳島県医師会のほうでも多分積立てとかあるように聞いているので、そちらの御協力を頂いて、徳島県医師会独自でいろんな準備をしていただくように、県のほうからもそういう話を今後行うかどうか、一般医療機関への対応のことをお尋ねいたします。

坂東危機管理部次長

一般診療所における体制への支援ということですが、先週、医師会からは現状の開業医の先生方のマスクの状況というものについて、県のほうに情報提供がございました。

そのうちの緊急的に必要なもの、例えば、在庫がないような所とか、そういった所については、私どものほうで早急に対応するというので、先週のうちに、マスクにつきましては提供を行っているところでございます。

この一般診療所の場合、例えば、動線を分けるでありますとか、防護服の着脱をすることについても、単に防護服を着ればよいというものではなくて、例えば、特殊な折り畳み方とか、感染対策についてある程度のスキルを全ての職員の方が持っていたかないと院内感染というようなのが広がりますので、そうしたものについては、やはり機能分担というものが必要なのかなというふうに考えております。

先ほど、この補正予算の概要のところ、実施中の対策というところが左の上のほうにありますけれども、徳島県立保健製薬環境センターの検査体制の強化とか、空気清浄機や個人防護服、それから資機材の購入等々については予備費をお認めいただいておりますので、こちらの方で対応しておりますが、一般診療に関してはこれからということになってまいります。

こちらについては、まずは保険適用になる検査体制を整えるような、手を挙げていただけるような医療機関からということになってまいります。一般の診療所の方々の衛生体制につきましては、マスク、本来であれば、それぞれの卸業者から供給されるというのが一番望ましい形ではありますけれども、それがひっ迫している現状を踏まえて、今後医師会等と情報共有しながら必要に応じて支援をしてまいりたいと考えております。

吉田委員

危機管理部としては、現状はそうだと理解いたしますけれども、余り一般診療って言ったら、これからということで、本当に一日も早く終息してほしいんですけども、ほかの国の状況を見ていると、まだ徳島が一人で抑えられたら本当に結構なことなんですけれども、いろいろなことが心配される状況です。

先ほど次長がおっしゃったように、一つの診療所でもし患者が発生したら、その地域の医療がストップしてしまう結果になってしまっていることを心配している医療機関、近所、身内も含めてなんですけれども聞きましたので、今後しっかり連携をとって、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

重清委員

最後、1点だけですけれども、急な追加予算を早急に組んでいて、思ったよりも30億円ということで、結構頑張っているなと思ひます。一つ、今、一般の人が38度も熱が出たときに、普通の所に行くでしょう。そのときはまだインフルエンザの検査をするでしょう。そのときにできなかった、それで次にできる所へ行く。陽性か陰性かを調べに行きます。そのとき陽性になったら診療所というのは全部止めるんですか。今の状況で何日間、2週間なら2週間。今そんな防護服を着て検査している診療所というのはないでしょう。2日間家で38度の熱があつて行つても、そこでインフルエンザの検査をするときに十分な体制なんてないでしょう。それをその後で、初めて新型コロナウイルス感染症の検査に入りますと、この病院に行ってくださいと言つて、そこでやるでしょう。そこで陽性が出たらこれを全部止めていく方針ですか。今聞いていてそこらがどうなんかなと思つた。あれこれ止められるのか。それこそ陽性反応が出たら診療所や各病院全て止まるのか、止めないといけないのか。今よそは止まっています。よその県で陽性反応が出たらいろいろな営業停止とか、全部止めて消毒して何日間かは休止ですとしているけれど、それになるということですね、今の状況だったら。

坂東危機管理部次長

新型コロナウイルス感染症の感染者が何件か幾つかの医療機関に掛かれて、最終的に陽性であると判断された方が出た場合、その以前に受診された所の医療機関をどう扱うのかという御質問だと思うんですが、今の時点で、その全ての医療機関を止めていくという話にはなっておりません。

この点、保健福祉部と確認をしなければいけませんけれども、基本的に院内感染の対策というのは、最低限のものになりますけれども、標準的な院内感染防護というのは、どの医療機関もとられていると思うんですけれども、それに加えて、先ほどは検体を採るような場合というのは特に注意が必要だということでお話させていただきました。

通常のインフルエンザの検査というのは、されていると思うんですけれども、そうしたところをすべて止めていってしまいますと、医療機関、最終的にかなりの数が地域で休診ということになってしまいますので、今現在のところ、それを全て止めるという話にはなっていないと思ひます。

ただ、今回、徳島県ではまだそうした市中感染の事例が出ておりませんので、隣の高知県とかですと、医療従事者の方が感染をした場合に、その医療機関を休診にするというふうな形の事例はありますけれども、患者としてかからただけで、その医療機関を全部止めていくというふうなことは行っていないと考えますので、徳島県においても同じような形になるのかなと。

つまり、医療機関を幾つか転院されていた場合であっても、それぞれの前の医療機関というものを、直ちに、その後の状況によると思ひますけれども、そのことをもつて休診にするとか、閉鎖にするというふうなそういう方針ではないというふうにご考慮しております。

重清委員

新型コロナウイルス感染症の場合は、徳島県でもそれを検査するところの病院というのは決まっているのでしょうか。4か所ですか。

(「10か所です」という者あり)

10か所なんで。それ以外の所で、前も説明を受けたんだけど、まずは普通のインフルエンザとか、いろんな肺炎とかの検査をするんでしょう。各病院全て、診療所から普通の病院で。だからそのときは、防護服も着ていないし、何もない状態でみんな受けるんでしょう。それで診察するんでしょう。確かにこっちの病院はきちんとしています。確率が高いから、検査するから自分でするんでしょう。

ただし、今言われたように一般の病院は何もなし、僕らがもし38度出て2日たって行ったら、そこで受けるんでしょう、それが陽性なんです。もしも陽性だった場合に、それで初めて陽性だけど、陽性は次の10か所の病院へ行かないと絶対分らないのでしょう。だけど今の段階ではいきなりは行かせてくれないんでしょう。まずはインフルエンザの検査を受けてくださいという話ですから。今の状況でこれをやってからこっちへと、ここの医者とか看護師が一番リスクが高いのではないかと。

それを今の状況で、こっちは完璧にできています、防護服からゴーグルから全て、マスクもできている。こっちの人たちにまず先に要るのに、この人らは今のままでいけるのかなというのが、それはちょっと。それで止めませんと言うけれど、病院は止まります。

消毒するだけでも1日、2日でやりますって。ほかの人は今だったら2週間の自宅待機してくださいになってくるのだから止まるでしょう。

それをそのままいけますというのは、ちょっと今厳しくないですか、出たときに。

こっちはきちっとできるのは分かっているのだけれども、こっちが今手薄だなという感じをよく受けるんです。最初からもうこちらは受けませんと。診ませんよと。おそれのある人等はもう10か所だけ行ってください。だったら分かるんですよ。

そうではなくて、先にこちらを受けてくれというのなら、これは今、1日にどれぐらい受けているのですか。まだ行けないのかなと思うのですよ、そっちへいきなり。どれぐらいですか。

坂東危機管理部次長

最新の数字は持ち合わせておりませんが、基本的に、保健所に帰国者・接触者相談センターというのがあって、基本は医療機関に掛からずに、保健所に相談をしていただいて、それから問診内容に応じて、帰国者・接触者外来の紹介をするというのが一つの流れ。

それともう一つは、医療機関に普通にかかりつけ医へ掛かって、そこで医師が、この人は少し可能性があるということで保健所に相談をするという二つのパターンがあります。

それで、検査状況そのものにつきましては、3月8日、昨日現在で、県内では53件、このうち、陽性はクルーズ船からお戻りになった方の1件だけ、そしてあとは全て陰性ということになっております。

先ほどの、それぞれの可能性として、まず、初診で掛かった医療機関をどういうふうに扱うのかということについてなんですけれども、基本的には行動履歴というのは当然取りますので、陽性ということが判明すれば、その方がその前にどこに掛かっていたのかとい

うふうなこととかは、当然、情報を提供してその医療機関の中での感染のリスクというものについての評価をしていくことになろうかと思えます。ただ、具体的にはPCR検査に回して、その接触をした方、濃厚接触をした方々が、どういうふうな状況に今あるのかというふうなことも確認をしていくようになろうかと思えます。

その上で、休診という話になってまいりますので、掛かったからといって、いきなり休診という話ではなくて、濃厚接触者の積極的疫学調査と言いますけれども、その調査をした上で、その医療機関をどうしていくかというふうなことを検討していくことになろうかと思えます。

この点、保健福祉部のほうとも頂きました御意見を伝えた上で、更に県民の方もそういうふうな疑問点を当然お持ちだと思いますので、分かりやすい形で情報発信をしていきたいと考えております。

重清委員

今はそうだけでも、外国から戻ったのだとか、濃厚接触とかではなしに、もう既に市中感染みたいになってきているので、出たときには絶対調べるんでしょ。ということは、その病院に行ったら全部調べるという話で、PCR検査にすぐ入るという話でしょ、今だったら。最初の段階ではなしに、もう今の段階で、どこから感染してくるか分からないような状況になってしまったから。ここらをもうちょっと、絶対に医療崩壊だけはしないように、そこだけは守ってほしいです。

今のが守れていないような気がするのですよ。全部、今はしているのでしょうか、よそは、出た所は。ライブハウス行った所、いきなり熱が出ようが出るまいが、先に調べたり、2週間は家で待機してくださいと言っているのに、徳島はまだ今ゼロと言うか、クルーズ船の一人だけでしょう。ですから、今こんな状況になっているのに、特に出たときの対応は、ぱっぱとできるようにはしておいてほしい。これだけはね。

これから考えるのではなしに、今の段階でどうしてぱっぱといけるかというのも、県民が聞いて、ああ安心だなと言って、今の話を聞いて、誰からも職員から聞いても、それなら大丈夫だろうという安心感がちょっと今欲しいなという状況と思えます。

そこだけ多分、危機管理が全体を見てやると言っていたのですから、そこらをきちんと情報収集もして、専門的な話をきちんとしてほしい。それだけ要望して終わります。

坂東危機管理部次長

1点補足をさせていただきますと、今、先ほど53件というお話をさせていただきましたが、そのPCR検査に回す方については、当然、回す段階でその方からの行動履歴の聞き取りというのはもう始めておまして、そのときに、例えば、ここここの医療機関をかかったとか、何月何日に掛かる、3日前に掛かったとか、そういうふうなことは行動履歴というのは全てではないですけれども、順次調査をしております。

それで、PCR検査で陽性というのが確認をされた場合は、その行動履歴に基づいて、更に関わった方々の検査というものに入っていきような、そういう体制をとっておりますので、陽性になってから考えるということではなくて、積極的疫学調査の先取りというのは、それぞれの検査の個別のケースにおいても既に取っておりますので、この点御理解を

よろしくお願ひいたします。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時58分）